

監査結果報告

1 監査の種類 定期監査

2 監査の対象 都市整備部
都市政策課、住宅課、まち整備課、公園緑地課、
建築指導課、営繕課、地籍調査課

3 監査の期間 令和元年9月26日（木）～令和元年11月25日（月）

4 監査の範囲及び方法

令和元年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

6 監査の結果

収入事務、契約事務、財産管理事務において、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 年度当初から1年間の公園使用許可にかかる公園使用料において、佐世保市財務規則第66条の2ただし書きで「債権金額が年額で定められているものにあつては4月30日以前の日を…納期限と定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、納期限が5月1日以降となっているものがあつた。
(公園緑地課)

前回の監査においても指摘した事項である。規則等を再確認し、再発防止に努め適正な事務処理を行われたい。

2. 契約事務

- ① 市営住宅アスベスト含有調査業務委託契約において、佐世保市事務処理規程第6条で「…市長決裁事項、部長専決事項及び課長専決事項以外の事項は、副市長の専決事項とする。」と規定されているにもかかわらず、副市長の決裁を受けていなかった。
(住宅課)
- ② 佐世保市長串山公園の利用料金において、同公園条例第8条第3項で「指定管理者は、利用料金の額を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。」と規定されているにもかかわらず、市長の承認を得ないまま利用料金の額を変更して徴収していた。
(公園緑地課)

決裁における専決区分については、安易に前例を踏襲するのではなく、規定をよく確認のうえ適正に事務処理を行われたい。また指定管理者との連絡を密にし、さらに複数の職員による業務管理を常日頃から行われたい。

3. 財産管理事務

- ① 行政財産目的外使用許可申請（継続）において、佐世保市財務規則第238条第3項で「…許可期間の更新を受けようとする者には、許可期間満了の日前30日までに行政財産使用継続許可申請書を提出させなければならない。」と規定されているにもかかわらず、期限までに提出させていないものがあつた。
(住宅課)
- ② 公園使用許可（占有許可）において、許可書に記載された許可期間が、都市公園法第6条ほかに規定された許可期間を超えているものがあつた。
(公園緑地課)
- ③ 土地賃貸借契約において、佐世保市事務処理規程第7条第5号で「不動産の貸付けに関すること（職員駐車場に関するものを除く）」は部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていないものがあつた。
(公園緑地課)

安易に前例を踏襲するのではなく、内容及び規則・要綱等をよく確認し、適正に事務処理を行われたい。